

令和5年
第4回多摩市議会
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 16 号

女子差別撤廃条約選択議定書の一日も早い批准を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 22 日

提出者	多摩市議会議員	橋本 由美子
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

女子差別撤廃条約選択議定書の一日も早い批准を求める意見書

「女子差別撤廃条約」は1979年に国連で採択され、1985年に日本も批准をしています。「女子差別撤廃条約選択議定書」は、この条約の実効性を高めるために1999年に国連で採択された付属の条約です。権利侵害が最高裁判所でも救済されない場合に個人が国連に通報できる制度ですが、日本はまだ選択議定書に批准していません。世界では女子差別撤廃条約の締約国189カ国のうち115カ国が批准しています。日本政府も、「選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」旨の発言もありましたが、未だに批准には至っていません。

日本のジェンダーギャップ指数は、125位とランクを落としており、男女の賃金格差は大きく、非正規で働く女性は半数を超え、シングルマザーの生活実態の困難は子育ての中にも影響を及ぼしています。女子差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする第一歩です。

こうした点を踏まえ、当議会では、令和4(2022)年第2回定例会で全会派一致で批准を求める意見書の提出をおこないました。国連では、令和6(2024)年秋には、日本の進捗が審議される予定になっています。

よって多摩市議会は、国会及び政府に対して、日本が人権の先進国として国際社会の信頼を得るためにも、また来年秋の日程に間に合うよう一日も早く、環境整備等を行い女子差別撤廃条約選択議定書の批准を進めるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

内閣府特命担当大臣殿

総務大臣殿

法務大臣殿

外務大臣殿

議員提出議案第 17 号

宗教法人世界平和統一家庭連合所有地における新たな施設建設の計画について、「当面見合わせ」ではなく、「白紙撤回」することを求める申し入れ

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 22 日

提出者	多摩市議会議員	小林 憲一
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

令和 年 月 日

宗教法人世界平和統一家庭連合

代表役員 殿

多摩市議会議長 三階 道雄

宗教法人世界平和統一家庭連合所有地における新たな施設建設の計画について、「当面見合わせ」ではなく、「白紙撤回」することを求める申し入れ

去る10月6日、私ども多摩市議会から、宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「貴法人」という。）に対し、「宗教法人法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、多摩市永山七丁目2-1, 2, 3に所在する貴法人所有の約6,300㎡の土地（以下「本件土地」という。）において、新たな造成や建物の建築を行うことのないよう強く申し入れる」ことを内容とする「宗教法人世界平和統一家庭連合所有地に関する申し入れ」をさせていただきました。

これに対して、貴法人から10月30日付けで、「当法人建設予定地に関する申し入れへのご回答」をいただきました。

数次にわたる多数の市民の建設反対の署名の提出、政府による解散命令請求など、貴法人を取り巻く諸般の情勢からすれば、至極当然のことではあります。その回答の中で貴法人は、「昨今の当法人を取り巻く情勢に鑑み、現在の建物の解体は終了させ、その後、新しく建物を建築することに関しましては当面の間見合わせたい」との意向を表明しました。

しかし、同時に「状況の変化に伴い、建設計画を再開する際は別途ご連絡申し上げます。」とも表明しています。

本市議会としては、この「状況の変化に伴い、建設計画を再開する」ことを現時点で表明するような回答は、到底承服できるものではありません。

市民からの建設反対の署名の提出、政府による解散命令請求などの経過を踏まえ、本件土地における、新たな施設の建設計画そのものを白紙に戻すことを強く求めるものです。

議員提出議案第 18 号

ガザ攻撃の中止と即時停戦を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

提出者	多摩市議会議員	橋本 由美子
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

ガザ攻撃の中止と即時停戦を求める意見書

パレスチナ人組織ハマスによるイスラエル攻撃に対する報復攻撃で、ガザ地区は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」とも言われる深刻な危機に直面しています。イスラエル軍はこの間、ガザ北部の難民キャンプへの連続的な空爆や、救急車へのミサイル攻撃などの大規模攻撃を行い、多数の民間人が犠牲となっています。この2ヵ月でガザでは1万7千人超が犠牲となり、その4割は子どもと報じられています。国連の人権専門家はガザの事態について、「ジェノサイド(集団殺害)の重大な危機」と連名で厳しく警告しています。イスラエルによる攻撃は、明白な国際人道法違反の戦争犯罪であるだけでなく、その規模と残虐さから見て、ジェノサイド条約(1948年)が固く禁じている集団殺害の重大な危険があります。1週間の停戦期間と一部人質の解放はおこなわれましたが、その後の爆撃再開で、次つぎとあらたな死者が生まれています。

今回のガザ危機の直接の契機は、10月7日のハマスによる無差別攻撃であり、民間人を無差別に殺傷することは国際法違反で、強く非難されるべきものです。同時に、イスラエルがハマスの攻撃に対する「自衛権」をたてに、圧倒的な軍事力を行使した報復を行い、ガザでのジェノサイドを行うことは、決して許されるものではありません。

日本は、国際紛争解決の手段としての戦争を永久に放棄した憲法を持つ国であり、即時停戦のために最大限の努力を払うよう求めるものです。

よって多摩市議会は、この人道的危機を一刻も早く止めるために、下記についての行動を求めます。

1. イスラエルに対してガザ攻撃の即時中止を呼びかけること。
2. 双方が即時停戦のための再び交渉のテーブルにつくよう求めること。少なくとも人道休戦を求めた10月27日の国連総会決議を順守した行動をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
外 務 大 臣 殿

議員提出議案第19号

認知症との共生社会の実現を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年12月22日

提出者	多摩市議会議員	池田 けい子
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	小林 憲一
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

1 認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。

2 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

3 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取り組みを、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

4 認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

5 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

6 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

7 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

厚生労働大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿

議員提出議案第20号

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年12月22日

提出者	多摩市議会議員	渡辺 しんじ
賛成者	同	藤條 たかゆき
同	同	岩永 ひさか
同	同	折戸 小夜子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	しらた 満
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	小林 憲一
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画(WFP)では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取り組みを求める。

記

1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2 食品ロス削減に繋がる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長に繋がる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取り組みを一層強化すること。

3 在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大

子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取り組みを一層強化すること。

4 コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。

5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
環境大臣 殿
文部科学大臣 殿
内閣府特命担当大臣(こども政策) 殿